

<IruCa ポイント約款>

第1条（約款の目的）

1. この約款は、高松琴平電気鉄道株式会社（以下「当社」といいます。）が、次条に定義する IruCa ポイントに係るサービスについて規定するもので、この約款に従って IruCa ポイントに係るサービスを提供します。
2. この約款に別段の定めがない事項については、次条に定義する IruCa 電子マネー取扱約款が適用されるものとします。

第2条（定義）

1. この約款において使用する用語の定義は、次のとおりとします。
 - (1) 「IruCa ポイント」とは、IruCa 電子マネー利用に対して当社から利用者に付与される電子情報であって、この約款に基づき利用者が IruCa 電子マネーに交換し、サービスを受けられるものをいいます。
 - (2) 「IruCa 電子マネー取扱約款」とは、当社が利用者に対し IruCa 電子マネーサービスを提供する際の条件を、別途定めたものをいいます。
 - (3) 「提携ポイント」とは、提携事業者が独自のサービスによって管理している電子情報であり、この約款に基づき利用者が IruCa ポイントと交換することができるものとして当社が指定するものをいいます。
 - (4) 「IruCa ポイント対象取引」とは、利用者が IruCa 電子マネー取扱約款に従って、電子マネー取引を行った場合に、この約款に従って IruCa ポイントが付与される取引のことをいいます。
2. 前項に定めるもののほか、この約款における用語の定義は、IC カード乗車券取扱約款・IruCa 電子マネー取扱約款において定義する意味を有するものとします。

第3条（ポイントの付与）

1. IruCa ポイント対象取引を行った場合、当該 IC カードに対し、IruCa ポイントを毎月集計し翌月 5 日に付与します。なお、当社及び加盟店が IruCa ポイントを付与しないものとして指定した取引には、IruCa ポイントは付与しません。
2. IruCa ポイント対象取引、付与される IruCa ポイント、IruCa ポイント付与に係る条件については当社及び、加盟店が定めるところによります。
3. 利用者は、当社及び提携ポイント発行者が定める方法により、提携ポイントを IruCa ポイントに交換し、IruCa ポイントを加算することができます。提携ポイントとの交換率及び提携ポイントとの交換条件等は、当社及び、提携ポイント発行者が定めるところによります。

第4条（ポイントの付与ができない場合）

1. 次の場合、前条に基づく IruCa ポイントの付与及び提携ポイントの交換ができない場合があります。
 - (1) 停電、システム障害、IruCa 端末の故障その他やむをえない事由があるとき。
 - (2) 利用者が、この約款に違反又は、違反するおそれがあるとき。
2. 前項に基づき IruCa ポイントの付与又は提携ポイントの交換ができないことにより利用者に損害等が生じた場合であっても、当社は、その責任を負いません。

第5条（IruCa ポイントの利用）

1. 利用者は、IC カードに蓄積された IruCa ポイントを、当社所定の方法により、当該 IC カードの IruCa 電子マネーに交換することができます。
2. 前項に基づき利用者が IruCa ポイントを IruCa 電子マネーに交換する場合、1 ポイントあたり 1 円として、交換することができます。

3. IruCa ポイント交換時において IruCa 電子マネー残高が上限金額を超えるときは、上限金額まで交換することができます。
4. 利用者は、IruCa 電子マネー取扱約款及び、この約款に違反し、又は違反するおそれがある場合、第1項に基づくポイントの交換はできません。これにより利用者に損害等が生じた場合であっても、当社は、その責任を負いません。
5. 利用者は、ICカードに蓄積された IruCa ポイントを、当該 IC カード以外の IC カードの IruCa 電子マネーには交換できません。
6. IruCa ポイントは、現金との引換えはできません。また、直接運賃精算及び、IruCa 電子マネー取引にはご利用できません。

第6条 (IruCa ポイントの引継ぎ)

紛失又は障害の為、IruCa ポイントが蓄積された IC カードを再発行した場合、再発行から5日後に、再発行後の IC カードへ IruCa ポイントを引き継ぎます。

第7条 (IruCa ポイントの有効期限等)

1. 利用者が最後に IruCa 電子マネー取引を行った日、または、最後に提携ポイントより交換された日から、2年間、同取引または同交換が全く無い場合、IruCa ポイントは消滅し、以後、当該 IruCa ポイントのご利用はできません。
2. IC カードを払戻し、その他の事由により終了した場合、当該 IC カードに係る IruCa ポイントは消滅します。

第8条 (IruCa ポイント残高の確認等)

IruCa ポイントの残高及び、ポイント還元履歴は、当社指定の方法により確認いただけます。なお、確認ができる期間等については、当社が定めるところによります。

第9条 (IruCa ポイントの盗難・紛失等)

IC カードの盗難、紛失、破損、電磁的影響その他の事由により、IruCa ポイントの全部又は一部の保有を失われた場合、当社は、その責任を負いません。

第10条 (当社の責任)

1. 当社は、IruCa ポイントに関して、利用者の責に帰する損害等について責任を負いません。
2. IruCa ポイントの取得、保有、利用又は交換等に伴い、公租公課その他の費用が発生する場合には、利用者にこれを負担していただきます。

第11条 (IruCa ポイントの終了)

1. 当社は、天災地変、社会情勢の変化、法令の改廃、その他技術上又は営業上の判断等により、IruCa ポイントに係るサービスを終了させることがあります。
2. 前項の場合、当社は、当社所定の方法により、IruCa ポイントに係るサービスを終了させることについて周知の措置をとります。

附 則

本ポイント約款は、2018年4月1日から適用します。